

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 工事名 甘水スクリーン昇降装置整備工事（オープンカウンター方式）
- 2 施工場所 福岡県朝倉市千手地内
- 3 工期 契約締結の翌日から 180日間
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 別添仕様書のとおり施工が可能であるもの。
 - ・機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「機械設備工事」の認定を受けていること。
 - ・本店、支店又は営業所のいずれかが福岡県、佐賀県、熊本県又は大分県に存在していること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、電子メール、郵送又は持参による。（※FAX番号、メールアドレスは、4）に記載）なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 見積書提出期限 **令和8年8月5日 12時 まで**
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
mail nyukei_chikugojyouryu@water.go.jp
 - 5) 担当者 総務課 林田
 - 6) 質問書提出期限 令和8年7月31日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年8月6日 12時まで**とします。
 - 8) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、完成検査後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 請書を使用します。

甘水スクリーン昇降装置整備工事 仕様書

1. 概 要

本工事は、女男石頭首工右岸水路に設置されている甘水スクリーン昇降装置の整備を行うものである。

2. 整備内容

本工事の整備内容は次のとおりとする。

名 称	整備内容	数量	備 考
甘水スクリーン 昇降装置整備	電動ウィンチ取替	1 式	ワイヤロープ等含む
	可逆継電器取替	1 個	
	サーマルリレー取替	1 個	

3. 場 所

福岡県朝倉市千手地内

4. 工 期

契約締結の翌日から180日間

5. 提出書類

施工計画書（工程表・作業手順書・新設ウィンチ図面・開閉装置構造図） 1部

工事完成図書（履行写真含む） 1部

6. 現場発生品

現場発生品は、受注者の責任と負担において、適正に処分するものとする。

7. 取替機器等仕様

本工事で取替を行う機器等の仕様は次のとおりとする。

名 称	規 格	単位	数量	備考
電動ウィンチ	型式：BMW-503-NWD 型 電動機：2.2kW×4P 三相 AC200V/220V リモコン付き 付属ワイヤロープの仕様： φ10mm(6×Fi(29), JIS 規格) 右岸用 約7m 1本、左岸用 約5.5m 1本の計2本 ロープの付属品：シンブル1個、ワイヤクリップ留め2条巻 (ロープ1本あたり、いずれもステンレス製)	台	1	取付ボルト等含む。同等品可
可 逆 継 電 器	SC-05RM (富士電機)	個	1	

サーマルリレー	形式：TR-ON(富士電機)	個	1	同等品可
---------	----------------	---	---	------

8. 整備

- ① ワイヤロープの端末処理はクリップ止めとし、シンブルを取り付けるものとする。
- ② ワイヤロープ取付部のシャックルには、ステンレス製針金等でシャックルの抜け落ち防止を行うものとする。
- ③ 動力ケーブルは、既設を流用し接続を行うものとする。
- ④ 昇降装置のカバーは既設を流用して設置するものとする。
- ⑤ 受注者は、電動ウィンチの取替時にワイヤロープやスクリーン等の落下事故が発生しないよう注意して施行するものとする。
- ⑥ 受注者は、整備作業中は、水路内への墜落等のないように十分注意して施工するものとする。
- ⑦ 受注者は、整備完了後動作確認を行い、異常のないことを確認するものとする。

9. 作業中に確認された不具合箇所への対応等

受注者は、今回の整備箇所の他に不具合を発見した場合には速やかに担当職員に報告すること。

－以 上－

甘水スクリーン昇降装置整備工事

参考資料

この「参考資料」は見積参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料である。従って「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期限は、本工事の見積徴取日までとする。

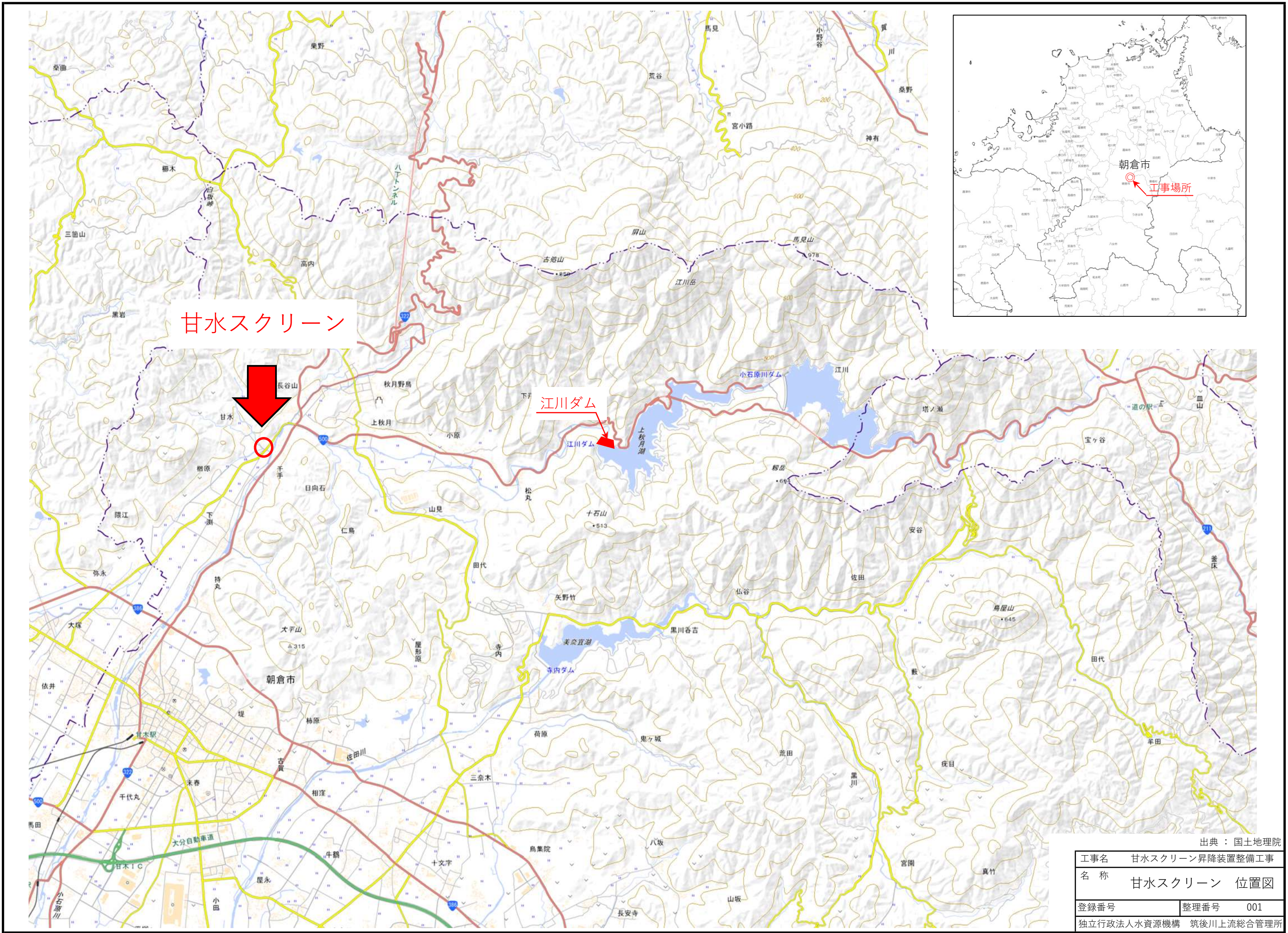
令和8年7月

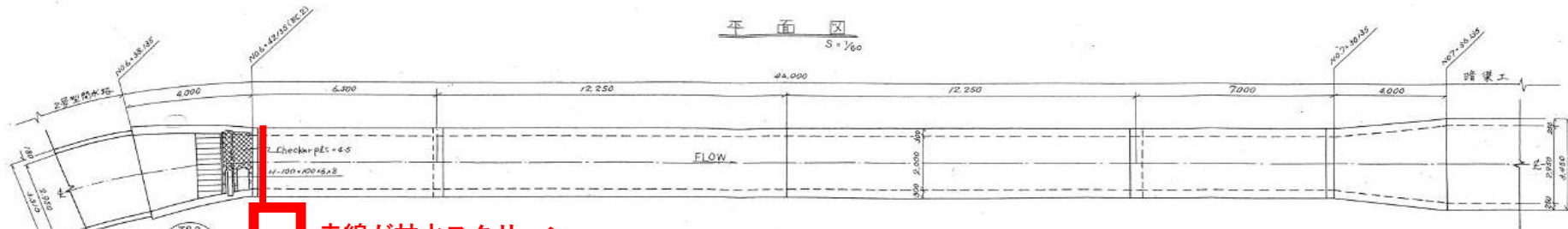
独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

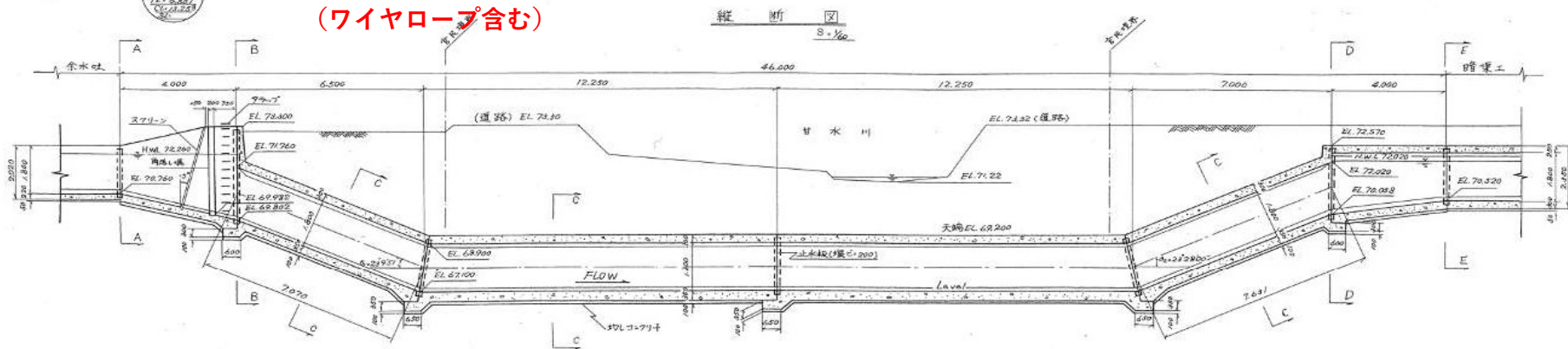
参考資料リスト

- | |
|---------------|
| |
| 1 甘水スクリーン 位置図 |
| 2 甘水川サイホン 構造図 |
| 3 昇降装置架台 構造図 |
| 4 スクリーン電源盤図 |
| 5 参考写真 |

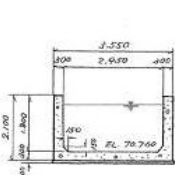




赤線が甘水スクリーン
(ワイヤロープ含む)



断面 A-A



断面 B-B



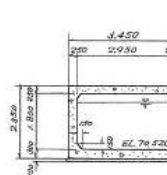
断面 C-C



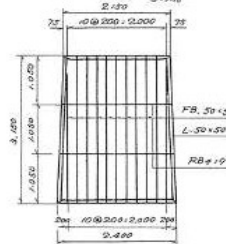
断面 D-D



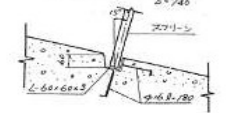
断面 E-E



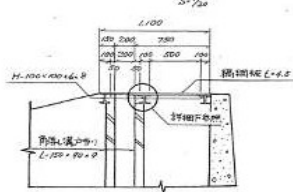
スクリーン詳細図



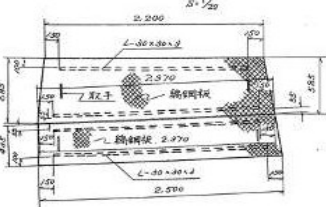
スクリーン戸当り詳細図



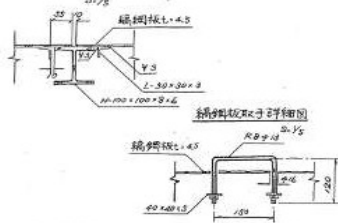
鋼網板取付部詳細図



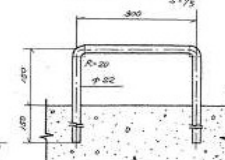
鋼網板詳細図

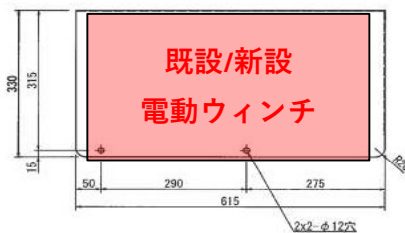
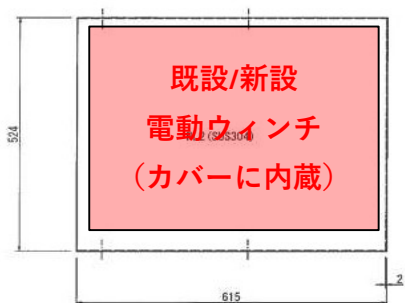


詳細図

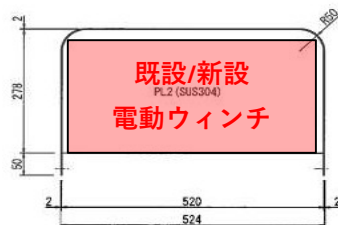


クラブ詳細図

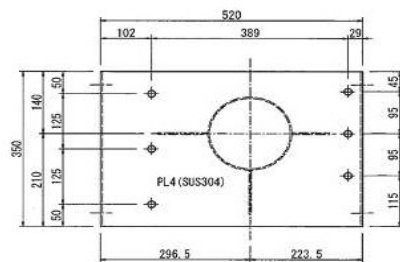




カバー詳細

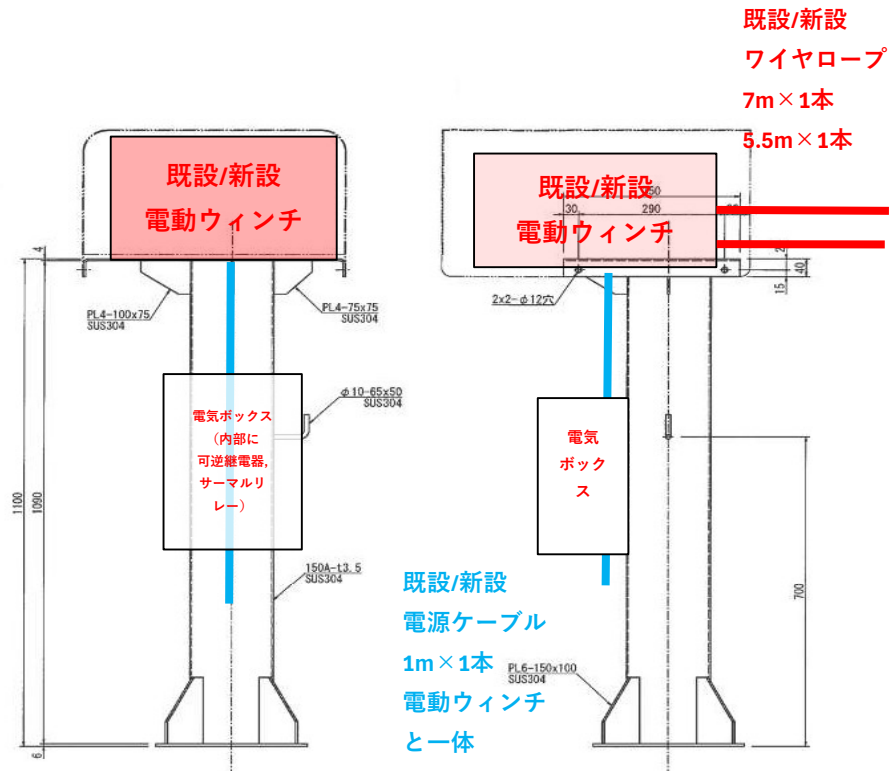


A -

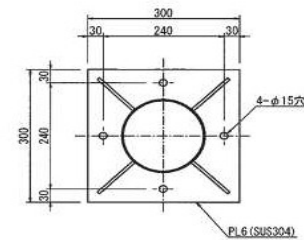


A

B

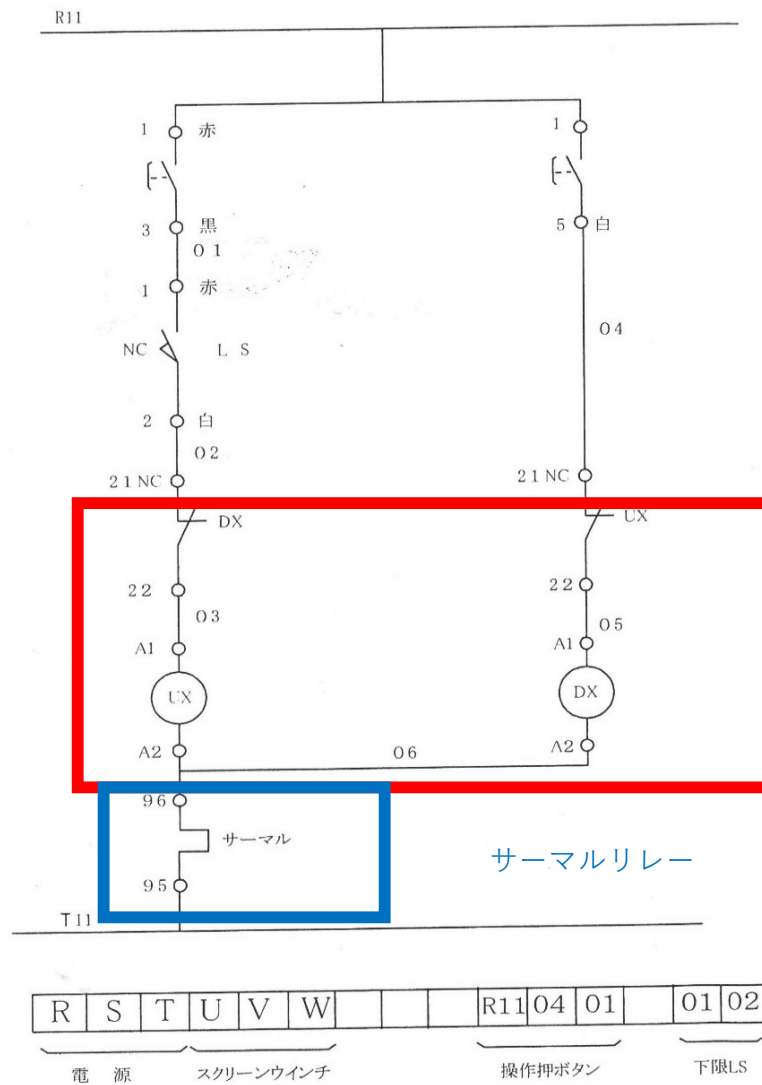


B -



昇降装置架台 構造図

工事名			
国庫名	国府設置架台 構造図		
年月日	平成23年度		
年度	1: 0	国庫番号	第1号
会社名			
事業所名	水産資源課 南夜中野用水組合事業所 附		



可逆継電器 SC-05RM
 UXが盤内左側の継電器
 DXが右側の継電器

スクリーン電源盤図

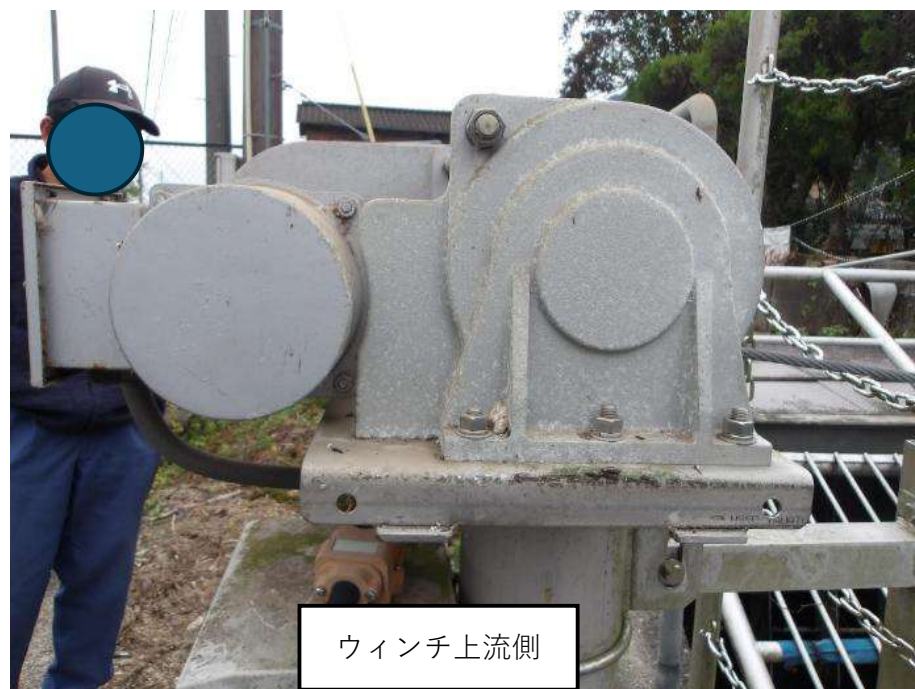




ウィンチ仕様



ウィンチ下流側



ウィンチ上流側



ウィンチリモコン



(案)

請 書

1 工 事 名 甘水スクリーン昇降装置整備工事

2 場 所 福岡県朝倉市千手地内

3 工 期 自 令和 8 年 月 日

至 令和 9 年 月 日

4 請負代金額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ー)

上記の工事をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを
施工します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を施工しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、施工内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の施工内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の施工が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を施工の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月29日に交付された「甘水スクリーン昇降装置整備工事」の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。